

森林保険だより

INDEX



イメージキャラクター
マモルくん

原点を見つめて / Q&A	2
「加入してよかった! 森林保険」 - 耳川広域森林組合 (宮崎県) -	3
森林保険制度 80 年のあゆみ	4
森林組合連合会・森林組合からのたより	6
研究者からのたより	7
保険金をお支払いした災害の事例 / 保険商品の改定について~①~	8



ウラシマツツジ

富士五湖西湖 (山梨県)

「加入してよかった! 森林保険」



「原点を見つめて」



国立研究開発法人
森林研究・整備機構
理事（企画・総務・森林
保険担当）
桂川 裕樹

森林保険 80 周年記念シンポジウムを前に、(国研)森林研究・整備機構森林保険センターが、なぜ森林保険を営んでいるのか、おさらいをしてみましょう。

そもそも独立行政法人がやるべきことは「国民生活及び社会経済の安定等の見地から確実に実施されることが必要な事業」のうち「国が直接実施する必要」はないけれども「民間に委ねた場合は実施されないおそれがあるもの」とされています（※独立行政法人通則法第2条）。

森林保険は、まさにこの定義にぴたりと当てはまる仕事なのです。

健全な森林は我が国の国民や産業にとって必要不可欠な公共インフラです。このため民有林の整備を支援する国庫補助金がありますが、一方では森林は個人や企業の資産としての側面もありますから、補助率 100% とはなりません。自己負担は必要です。ですから、この自己負担へのセーフティネットである森林保険は「必要不可欠な公共インフラ」を支える一翼として確実に実施されなければなりません。しかし、森林を対象とした保険リスクの大きさ等から民間損保会社は参入をためらっています。

それゆえ、森林保険センターが森林保険を営んでいるのです。

また、セーフティネットとしての役割を十全に果たすために、森林保険がカバーする民有林を一層広げていくことも期待されているのです。

我々、森林保険センター、そして森林保険の現場を担う森林組合系統は、日本のために誰かがやらねばならない仕事をしています。その誇りと責任感をもって取り組んでいくとともに、80 周年記念シンポジウムをはじめとした様々な機会を捉えて世の中の皆様に広く知っていただくよう努めて参ります。

Q&A 森林保険に関するよくある質問について

Q 契約森林が罹災したにも関わらず保険金が支払われないことはありますか。

A 次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・ 倒木起こし等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- ・ 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- ・ 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤りもしくは苗木、植付、植林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫獣害等によるものと認められる損害
- ・ 1 月～7 月植えの場合は植栽年の 12 月末、8 月～12 月植えの場合は、植栽翌年の 10 月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害
- ・ 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失により生じたとき
- ・ 保険契約者又は被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに 3 年（平成 22 年 3 月 31 日以前の契約については 2 年）経過したとき
- ・ 損害が戦争その他の変乱又は地震により生じたとき
- ・ 保険金のお支払額が 1 契約内訳当たり 4,000 円未満のとき

「加入してよかった！森林保険」－耳川広域森林組合（宮崎県）－

1 耳川広域森林組合の概要

当森林組合は、平成12年8月に8つの組合が広域合併して現在の組合になりました。宮崎県の日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村の1市2町2村を管轄しています。管内の森林面積は14万3千ha、組合員約6千名、本所、4支所、3事業所、乾燥センター、3加工センターと11事業所がある中で、職員68人、加工工員60人、直営作業職員279人で事業を進めています。

宮崎県においては、「伐って、使って、すぐ植える花粉の少ない森林づくり」を進めており、当組合でも主伐を中心として、伐採後すぐに造林する林業を推進しています。平成29年春期の森林整備造林面積は618ha、伐採面積に対する再造林率は80%以上になっています。また、加工部門では、3カ所の製材所、1箇所の乾燥センターで構造材、羽柄材を中心に製材を行っています。

2 森林保険の加入状況

宮崎県では、大手製材工場やバイオマス発電所の稼働、海外原木輸出の堅調な伸びによる原木の需要が年々増加しており、原木価格の安定化が図られていることから、今後は、ますます主伐・再造林の面積が増加することが予想されます。

一方、森林所有者の高齢化等で森林組合への業務委託も増えている状況で、担い手の確保・育成が、喫緊の大きな課題になっています。

当組合では、造林、間伐等の事業を行う際に森林所有者に対して森林保険の加入促進を行っており、市町村有林については、毎年一定の面積を加入していただいています。

3 加入してよかった森林保険

宮崎県では、幸い近年は台風等の災害発生が少なく保険金の支払いはあまり発生していませんが、保険加入によりこれまで災害に遭われた所有者が保険金によって再造林に役立てることができ感謝されています。

宮崎県は例年、台風の通り道になっていることから、いつ大規模災害が発生するか分かりません。特に最近では、平成29年7月に発生した九州北部豪雨などでの線状降水帯による集中豪雨が発生しています。被災された方々にはお悔やみ申し上げます。

宮崎県においても今後の森林災害に備え、森林所有者、組合員の財産を守るために、より一層の加入促進に力を入れようと考えています。



▲耳川広域森林組合の事務所



▲日向市東郷町のスギ再造林地

森林保険制度 80 周年のあゆみ

昭和 12（1937）年に創設された森林保険制度は、本年 10 月 1 日をもって 80 周年を迎えました。今回は、時代の移り変わりとともに、森林保険制度が歩んできた道のりを、制度面の変遷を中心に振り返ります。

森林保険制度の成り立ち

森林保険そのものの始まりは、1872 年にフランスで組織された森林所有者総合組合、森林火災相互保険会社などがその起こりと言われています。

日本では、大正 5（1916）年に松江市で開かれた大日本山林会大会で、森林火災保険制度確立の必要性が訴えられたことをきっかけに、大正 9（1920）年に民間保険会社による森林火災保険の取扱が開始されました。しかし、民営森林保険は特にリスクの高い幼齢の人工林に対して保険の引受を避けるとともに、その料率も高かったことから、特定の森林所有者の加入にとどまり、一般の森林所有者の加入は極めて少なかったのです。

こうしたことから、より加入しやすい森林火災保険の制度の設立を要望する声の高まりもあり、大正 9 年には「政府は森林保険を官営で実施すべし」という請願が出され、帝国議会で初めて正式に取り上げられました。その後、繰り返し建議が行われ、基本調査なども実施されましたが、財政上の問題などが重なり、法案の実現には、時間を要することとなります。

森林火災国営保険制度の成立（昭和 12 年）

昭和 12（1937）年、ようやく森林火災国営保険法が可決、成立し、国が保険者となる森林火災国営保険の取扱が開始されました。特にこの国営保険では、火災の危険が大きかった、林齢が 20 年生以下の森林において損害をてん補し、造林を確保することが期待されました。当時は民間保険の保険料率が高く、リスクの高

い幼齢林の引受に消極的であったこと、民間損害保険会社に比べ、保険料が安く設定されたこともあり、民間を超える勢いで普及しました。（制度の開始当初は、森林火災の発生状況が異常な状況あるとの理由で、保険の対象地域とされていなかった北海道についても、2 年後の昭和 14 年から適用されることとなります。）

林齢制限の撤廃（昭和 27 年）

林齢 20 年以下という制限については、昭和 27 年の国会において、森林火災国営保険法の一部が改正され、林齢に関係なく加入が可能となりました。適用範囲の拡大の要因としては、戦後の森林火災による被害が大きかったことや、リスクが低いとされていた壮齢林が被害も大きかったこともありました。

森林火災の跡地を放置すれば、その後の林地の荒廃にもつながります。また、早急に跡地を復旧するためには、壮齢林にも火災保険を普及し、森林所有者の経済上の損害を救済するとともに、造林を促す必要がありました。一方で、壮齢林の森林保険を扱っている民営の保険のみにこれを期待することも困難な情勢にあったのです。

気象災を保険事故に追加（昭和 36 年）

森林被害には、火災ばかりでなく、風水害や凍霜害などの気象災害や、病虫害などもあります。これが各地の森林に甚大な被害を与え、森林所有者の造林意欲を阻害していました。このため、火災以外の気象災害に対する補償制度の実施を求める声が次第に高まってきたのです。特に北陸地方では、森林火災が極めて少なく、火災保険のみでは保険の恩恵に授かることが少ないという不満があった反面、多雪地帯なことから毎年のように雪害を被っていたことから、救済措置に対する要望がありました。また、このころ既に農業には災害補償制度が確立されて

いましたが、同じ第一次産業に属する林業にはこういった制度がなかったことから、森林のような長年にわたり自然力の支配を受けるものこそ、各種の災害による損害の補償が必要であろうとの議論が盛んになったのです。

そして、昭和36年に火災のほかに、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害)を保険事故に追加され、名称も「森林火災国営保険」から「森林国営保険」となり、これが総合的な森林保険の第一歩となりました。

沖縄県に森林国営保険法を適用(昭和50年)

昭和47年の沖縄の返還に伴い、関係法の経過措置が終了した昭和50年から、沖縄県内にある森林についても、森林国営保険法が適用となりました。

噴火災を保険事故に追加(昭和53年)

昭和52～53年に有珠山の噴火が起こり、国有林においては、面積で約3千haもの被害がありました。また同じ時期に桜島の火山活動も活発化していたことから、国会において、火山対策の強化が取り上げられ、噴火災が保険事故の対象に加えられることになりました。

森林国営保険から森林保険へ(平成27年)

行政改革、財政改革の流れの中で、安定的な業務運営が確保され、国自らが行う必要性が必ずしも高いものとは言えないものについては、独立行政法人が実施主体となって運営することとなり、森林国営保険についても実施主体について議論が行われ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、森林総合研究所に移管することになりました。

国営保険法等の一部を改正する法律は平成26年に可決成立し、平成27年4月1日から施行となりました。これにより、国立研究開発法人森林総合研究所の内部組織として森林保険センターを新たに設け、森林保険の引受、保険証書の交付、保険金支払い等の業務を行うこととなりました。

森林保険の補償される内容や森林組合等の加入申込み、受付窓口は移管前と変更はなく、移

管時点での保険契約については、全て自動的に森林総研へ引き継がれました。



▲森林保険センター開所式の様子(平成27年4月1日)

最後に

森林国営保険は、その時々々の要望に応えるようにその範囲を拡大し、特に昭和初期から戦後の造林を支える制度として、現在の森林資源の充実に寄与してきたと言えます。

近年は森林資源の成熟により、森林火災による被害の割合は減ってきていますが、それでも毎年のように甚大な被害は発生しています。

また、近年は極端な気象現象が頻発し、大規模な気象災害も懸念されます。一旦被害を受けた森林を復旧するには、長い年月がかかりますが、森林の有する多面的な機能の役割がますます重視されるなかで、被害地の早急な復旧が求められます。

森林保険は、所有者自らが災害に備えるための手段であり、災害後の損失を補填するという点で、これからも、森林経営の安定と所有者の経営意欲の維持に貢献していきたいと考えています。また、これまで以上に安定的・効率的な業務運営を行うとともに、森林所有者へのサービスの向上に努めてまいります。

青森県での森林保険加入推進の取組について

青森県森林組合連合会

〔青森県の概要〕

青森県の森林面積は、635千ha（全国第9位）、民有林面積は241千ha（うち民有林人工林面積は137千ha、人工林率57%）となっており、このうち森林保険に加入している面積は17千haと民有林人工林面積の12.6%ほどの加入率となっています。

〔災害の発生状況〕

本県の自然災害の主だったものは雪害であり、特に近年では平成22年に県南部を中心に大規模な雪害（処理件数134件、実損面積約58.91ha、保険金等支払額約63千万円）のほか、近年は水害や火災も発生する等、森林災害のリスクは高い現状にあります。

〔森林保険への取り組み〕

本県では、造林補助事業などにおいて義務加入ではないものの、以前より新植の際には、原則として森林保険に加入するよう推奨しており、各森林組合において積極的な加入推進が行われております。また、契約者に対して満期継続や森林施業プランナーによる森林施業提案書を用いた働きかけも行っています。

このような取組の成果として、造林補助事業地に

おいては、ほとんどの森林組合において森林保険に加入していただいております。また、罹災された森林所有者の方々が、満期後も継続契約される傾向にあります。

〔今後の推進活動等〕

今後は、災害が起こった際の早期発見や迅速な損害調査事務対応を心掛け、契約者に満足なサービスを提供することで、さらに満期継続の加入率を伸ばしていきたいと考えています。

併せて、新規加入者を獲得するため、森林組合担当者と協力し、民有林所有者や市町村担当者に対して積極的な働き掛けを行っていくこと、また県単事業等など公費が投入された森林に対し森林保険加入の呼びかけ等を行っていくことで更なる加入推進を行っていく方針です。



▲青森県森林組合連合会の事務所



▲事務所内の様子

遠野地方森林組合の取組

〔組合の概要〕

遠野地方森林組合は岩手県のほぼ中央部に位置し、管轄森林面積は約39千ha、職員数は21名、森林組合員数3,094名の中規模組合です。人工林率は約53%、スギ・カラマツ・アカマツが中心です。地域的な特徴である雪害、風害、水害等への備えとして、森林保険の加入推進に積極的に取り組んでいます。

〔近年の災害状況等について〕

近年は以前に比べ、大型台風の上陸や突発的な豪雨による被害や、重く湿った雪による雪害が多数発生している状況です。

森林所有者の経済的保証の必要性から、地区座談会や年に一回発行している広報「しんりんだより」等を通して森林保険を積極的に推進しています。



▲広報「しんりんだより」（抜粋）

〔組合の取組紹介〕

当組合では森林保険担当者は勿論ですが、森林整備事業などの業務に携わる職員や総務経理に携わる職員も、積極的に各種研修会や勉強会に参加し、様々な機会に「森林保険」に関する相談や要望に対応できるように体制づくりを目指しています。

また、毎年各地域11町村で行っている地区座談会では「森林保険」の具体例を用いての説明や、広報誌では自然災害による被害情報を発信するなど、啓蒙活動にも力を入れています。さらに森林施業を行う森林所有者に対しては、施業と保険加入を一体的なものとして提案し、加入促進に努めています。こうした取組を地道に行うことにより、安定した林業経営にとって保険加入が不可欠であることを森林所有者にわかりやすく説明し、保険制度への理解を深めていただいています。



▲地区座談会の様子

国産広葉樹の利用拡大に向けて

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林業経営・政策研究領域 青井秀樹

私たちの身の回りには、家具や内装材等の広葉樹を用いた製品があります。そうした製品において、わが国で産出された広葉樹が使われる割合は使用量全体の2割程度とされています。ただし最近では（2012年後半から始まった）円安の影響で、価格的に割安感のある国産広葉樹を使いたい実需者が増えてきており、いまこそ輸入広葉樹から国産に転換するための取組を始めるタイミングと考えます。

ところで、わが国にどのくらいの広葉樹の蓄積があるか、については意外に知られておりません。林野庁の統計によると、針葉樹24.2億m³、広葉樹7.7億m³（いずれも私有林での蓄積）なので、広葉樹は針葉樹の3割強に相当する蓄積があるのです。しかし、北海道や東北以外では、広葉樹主体の山林が少し奥まったところにあたりるので、意外に知られていない理由はその辺りにあるのかも知れません。

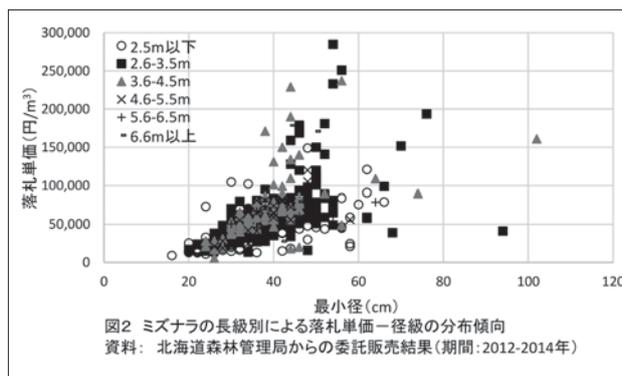
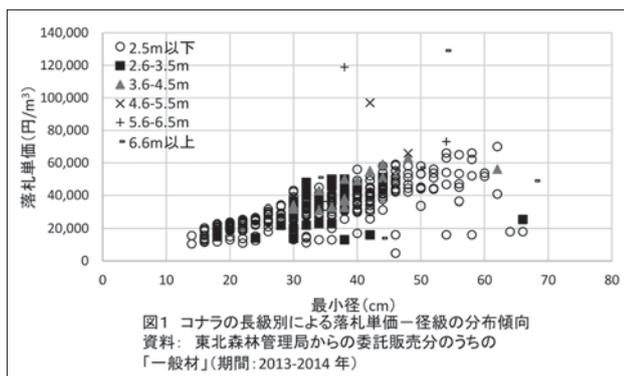
現状でのわが国での広葉樹の素材生産は、有力な製紙工場が所在する北海道、東北、九州南部で盛んです。製紙用チップ向けの素材生産を行う中で、コナラやミズナラ等といっ

た人気樹種で、最小径が20cm以上、かつ節や腐れが無い通直部分が2m以上、といった、ちょっと太い径の原木が生産量全体の中から数%選抜され、これらが原木市場に出品されて、家具や内装材の原料となるのです。

さて、輸入広葉樹から国産に転換するには、これまで以上に国産広葉樹を生産しなくてはなりません。筆者らは国産広葉樹に関連した産業に携わる多くの方にお話を伺い、種々の課題があることが分かりました。以下で個別の課題を挙げて、その対応方を考察していきます。

まず挙げるべきは、広葉樹の素材生産の機械化がなかなか進捗しないことです。針葉樹の伐採現場ではハーベスタ等の高性能林業機械を良く目にしますが、広葉樹の伐採現場ではまず見かけません。広葉樹の素材生産に対応したハーベスタヘッドも販売されてはいますが、費用対効果を考えると割に合わず、導入がためられる様です。

次に挙げるべきは、山林所有者や木材を扱う流通業者に広葉樹原木の経済的価値の見直しを訴えるPRの必要性です。というのは、実はコナラやミズナラ等の広葉樹原木はスギ等の針葉樹原木よりも高額で落札されるものも少なくないのです（図1、図2）。広葉樹原木の経済的価値を良く知らないために、十分な径を持つ原木でも、製紙用チップとして格安で販売するケースも多々あります。それらを原木市場に出品することで、家具や内装材用に使われる可能性が高まりますので、まずは幅広いPRが重要であると考えています。



災害事例
1

■風害

平成27年10月2日から3日にかけて、急速に勢力を強めた低気圧により、北海道上川地方において発生した強風による災害。

【事例】北海道 市町村有林

樹種・損害時林齢：トドマツ・57年生
 実損面積／契約面積：1.54ha/17.28ha
 支払保険金：1,386,000円

(参考)ha当たりの保険料/年：2,700円
 付保率：50%



災害事例
2

■水害

平成24年7月、熊本県を中心として発生した記録的な豪雨による災害。当該地では、1日で7月の月降水量の平均値の8割を超える雨量となり、傾斜、倒伏などの被害が発生したものの。

【事例】熊本県 市町村有林

樹種・損害時林齢：スギ・46年生
 実損面積／契約面積：2.94ha/17.05ha
 支払保険金：6,359,220円

(参考)ha当たりの保険料/年：6,489円
 付保率：70%



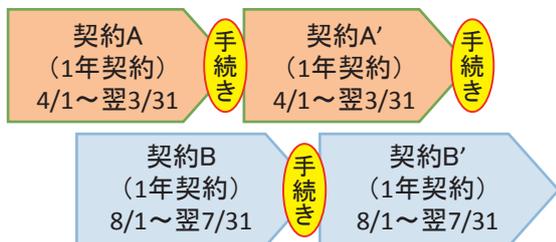
保険商品の改定について～①～

平成30年4月から販売開始となる改定商品の内容について、ご紹介していきます。平成31年4月以降に保険契約が開始となる契約から適用となります。

複数契約の始期日を同じ日にそろえることができます。

現在の森林保険の契約期間は「1年」が基本の単位となっています。継続契約の手続きは、異なる満期日の都度行わなければならないでしたが、継続契約の手続きを同時期にまとめて行うことができるようにするため、1年未満の端数のついた契約が可能になります。

【現行】



【改訂後】



- (条件) ①現在有効な契約であること
 ②端数付きの契約とする申込みは、保険期間が1年以上の契約であること。
 ③契約者が同一かつ被保険者が同一の場合。(被保険者が複数の場合を除く)

※この仕組みは、契約始期日を統一するものであって、契約を統合するものではありません。



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F
 電話:044-382-3500 (代表)
 FAX:044-382-3514
<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>